ネットパトロールマニュアル

目次

第１章　子どもたちのインターネット利用について

１－１　青少年のインターネット利用環境実態　p2
１－２　青少年インターネット環境整備法　p3
１－３　青少年のインターネット利用現状　p4~p5

第２章　トラブルの事例

２－１　不適切な書き込み事例　p6~ｐ9
２－２　不適切なインターネット利用によって問われる罪　p10~p12

第３章　ネットパトロールとは

３－１　「監視」ではなく「見守り」　p13
３－２　ネットパトロールの手法　p14~p23
３－３　不適切な投稿への対応　p24~p26
３－４　ネットパトロールＱ＆Ａ　p27

第４章　知っておきたいこと

４－１　子どもたちのよく利用するインターネットサービス　p28~p29
４－２　知っておきたい用語や略語　p30~p31
４－３　トラブルの相談窓口　p32

第１章
子どもたちのインターネット利用について

１－１ 青少年のインターネット利用環境実態

内閣府が行った「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」では、18歳未満の青少年のうち、「インターネットを利用している」と答えた割合は93.2％で、３年前の調査での83.2％から10％のポイント増加となり、子どもたちにとってインターネットがより身近な存在になっていることがわかる結果となりました。

また、利用機器をスマートフォンに限定すると、その利用率は小学生で40.7％、中学生で65.8％、高校生で94.3％と、学校種別にまだ開きがあるものの、こちらも３年前は小学生で11.7％、中学生で37.3％、高校生で89.1％であることから、年齢が上がるほどスマートフォンの利用率が高くなり、特に小学生の利用率は３年前と比べて大きく増加していることがわかります。

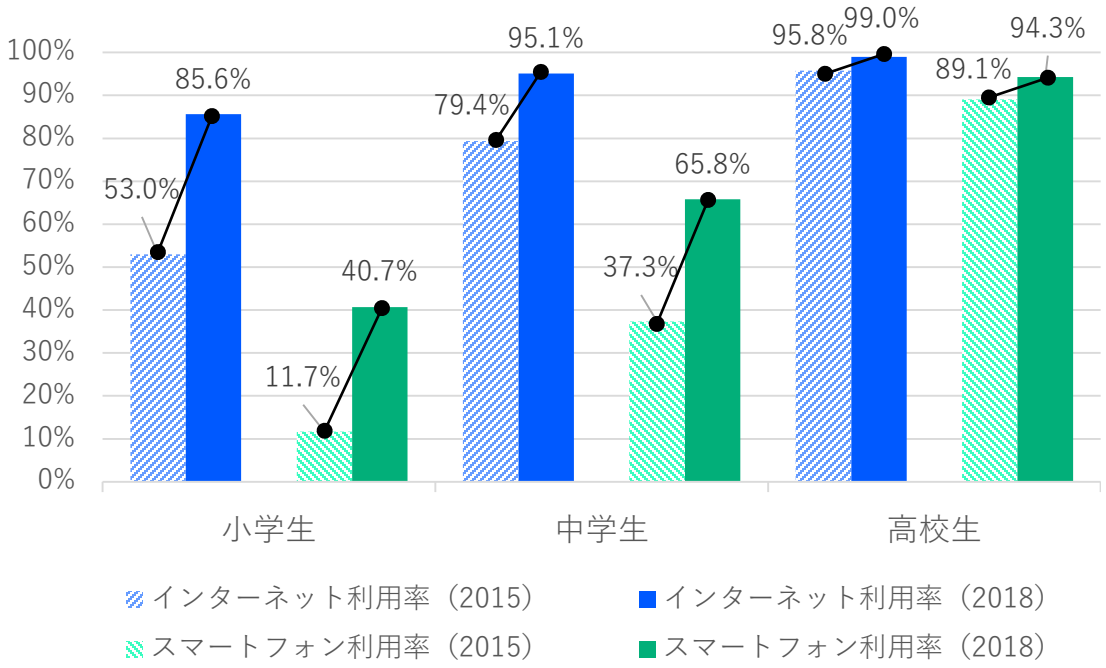

１－２　青少年インターネット環境整備法

子どもたちのインターネット利用の増加に伴い、子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるよう、フィルタリングソフトウェアやフィルタリングサービスの更なる利用促進を図ることを目的とした「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成21年4月施行/平成30年2月改正施行）」が定められました（通称「青少年インターネット環境整備法」）。

青少年インターネット環境整備法では、「保護者」、「インターネット接続事業者」、「機器を製造している会社」等、それぞれに対して、子どもたちのインターネット利用に対して管理・監視することが義務付けられています。

保護者	・インターネット上に青少年に有害な情報があることを理解すること。 ・利用の管理、監視を行い、使い方を教える努力をすること。 ・携帯電話事業者での契約にあたり18歳未満の青少年が使うときは事業者に自己申告すること。
携帯電話インターネット接続役務提供事業者	フィルタリングを提供する義務 ・18歳未満が契約/使用する場合は、フィルタリングの導入を条件とすること。 ・不使用の申し出は保護者からとすること。 18歳未満か確認する義務 ・18歳未満が契約者/使用者であるかを確認すること。 説明義務 ・申込時に18歳未満に有害な情報があることを説明すること。 ・申込時にフィルタリングの必要性や利用できるサービスの内容、また、フィルタリングを有効にする必要とその内容を説明すること。 有効にする義務 ・18歳未満が契約者/使用者の場合はフィルタリングを有効にすること。
端末メーカー	・インターネットに接続できる端末にフィルタリングを最初からインストールして販売するなど簡単にフィルタリングを使い始められるようにすること。
OSメーカー	・端末メーカーがフィルタリングをインストールしやすくなるように努めること。

※この表では各項目の概要のみを挙げています

１－３ 青少年のインターネット利用の現状

子どもたちはインターネット上の様々なコンテンツを利用しています。ネットパトロールを行うに当たっては、子どもたちの利用が多い、次のようなコンテンツのジャンル分けを知っておく必要があります。

人気のコンテンツ（アプリ・サービス）

- ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）

  自分用のページを作成し、その中でプロフィールを書いたり、文章・画像・動画などを投稿し、他の利用者と交流することができるコンテンツです。

  例）Twitter（ツイッター）、Instagram（インスタグラム）など

- 掲示板サイト（ＢＢＳ）

  インターネット上の掲示板に文章・画像・動画などを投稿することができるコンテンツです。匿名で利用することもできます。

  例）５ちゃんねる、まちＢＢＳ、したらば掲示板など

- 動画サイト

  動画を閲覧したり、自分で作成した動画を投稿できるコンテンツです。撮影している動画をリアルタイムで配信できるコンテンツもあります。

  例）Youtube（ユーチューブ）、ニコニコ動画、ツイキャスなど

なお、ＳＮＳと動画サイト両方の特徴を持っているTikTok（ティックトック）のようなアプリもあることから、人気のあるコンテンツの中には複数のジャンルにまたがった特徴を持っている場合があります。

人気コンテンツの傾向

子どもたちに人気のコンテンツには次のような傾向があります。

① 気軽に自己表現（文章・画像・動画の投稿）ができる。

② 他の利用者と簡単に繋がることができる。

③ 無料で利用できる。

コンテンツ自体が移り変わっても、上記のような傾向は変わりません。新しいコンテンツが流行しても、その中でできることには大きな変化がないことを覚えておきましょう。

【参考】インターネット上のゲーム

ゲームも子どもたちに人気のあるコンテンツの一つですが、ニンテンドー３ＤＳやニンテンドーＳｗｉｔｃｈなどの家庭用ゲーム機をインターネットに接続して遊ぶケースと、携帯電話・スマートフォン用のソーシャルゲームやゲームアプリで遊ぶケースには違いがあります。

家庭用ゲーム機は、保護者の目が届きやすいものの、ゲームが作り込まれているので一度に長い時間没頭しやすい特徴があります。携帯電話・スマートフォン用のゲームはいつでもどこでも気軽に利用できるため、頻繁にアクセスしてしまい、ゲームにお金を使ってしまう課金トラブルの懸念があります。

第２章
トラブルの事例

２－１ 不適切な書き込みの事例

子どもたちは日常的にインターネット上に様々な書き込みをしています。ネットパトロールを行うに当たって、見付けた書き込みの中から、不適切な書き込みの判断の仕方を、事例で説明します。

<事例>

個人情報の公開

ＳＮＳのプロフィール部分などに自分の名前、学校名、顔写真などの「自身の個人情報」を公開してしまっているものや、ＳＮＳに友達の顔写真などを載せているものなどがあります。

個人情報を載せることで、個人や自宅、学校等を特定され、ストーカー被害などに遭う危険性や、なりすましやアダルトサイトに転載されるなどを写真を悪用されてしまうケースがあります。

個人情報公開の例

SNSのプロフィール部分に、名前や学校名を記載したり、プロフィール画像に自分の写真を設定しているケースが多くみられます。

<事例>

不法行為

「お酒を飲んだ」「タバコを吸った」といった未成年には法律で禁止されている行為を行った書き込みや、無免許運転、窃盗など、不法行為に関するものがあります。

飲酒や喫煙に関するものは「飲んだ（呑んだ）」「吸った」という具体的な記載をしていなくても、その様子を写真や動画で載せているケースもありますので、文字情報以外も確認する必要があります。

不法行為の例

「宅呑(たくの)み」とは、お店ではなく、家でお酒を飲むことです。「酒(さけ)パ（酒パーティの略）」という言葉が使われることもあります。
また、「ほろよい」や「ジーマ」といった商品名のみを記載しているケースもあります。

【関連するトラブル】

不法行為に関する書き込みは第三者の目に触れることで、掲示板サイトなどにさらされ、個人情報が流出して「**炎上**」というトラブルが起きる懸念があります。

また、法律上は問題がなくても、公共の施設での悪ふざけなど、人によっては不快に感じる内容の書き込みは、同様に炎上する可能性がありますので、注意が必要です。

<事例>

いじめ・中傷

児童生徒による、もしくは児童生徒を対象とした悪口や誹謗中傷、いじめの情報などが「いじめ・中傷」にあたります。

インターネット上、特に掲示板サイトでは匿名で投稿することができるため、「いじめ・中傷」に関する書き込みがエスカレートする傾向があります。

いじめ・中傷の例

#34　2019/2/15　8:59
[匿名希望]
〇〇高校2年のAってやつ、調子乗ってる

#35　2019/2/15　10:20
[匿名希望]
それな。クラスでめっちゃ嫌われてる
自分では気づいていないのウケる

#35　2019/2/15　10:20
[匿名希望]
Aって野球部？

ＳＮＳへの投稿の場合は他の書き込みなどから投稿者を特定できる場合がありますが、掲示板サイトの場合、特定するためにはプロバイダ責任制限法によって掲示板の運営者に情報の開示を求める必要があります。

【参考】プロバイダ責任制限法とは？

正式には「**特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律**」という法律で、インターネット上の情報流通によって権利の侵害があった場合、プロバイダの損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定められています。

プロバイダ責任制限法関連情報Webサイト　http://www.isplaw.jp/

<事例>

トラブル（援助交際の噂/家出/性的な画像の流出など）

ネットパトロールで、家出や援助交際、性的な画像の流出などに関する書き込みを見付けることがあります。家出の書き込みは福祉犯被害のきっかけになりやすく、援助交際の噂、性的な画像の流出は実名を伴い誹謗中傷に発展する危険性があるため、それぞれに早急な対処が求められます。

トラブルの例

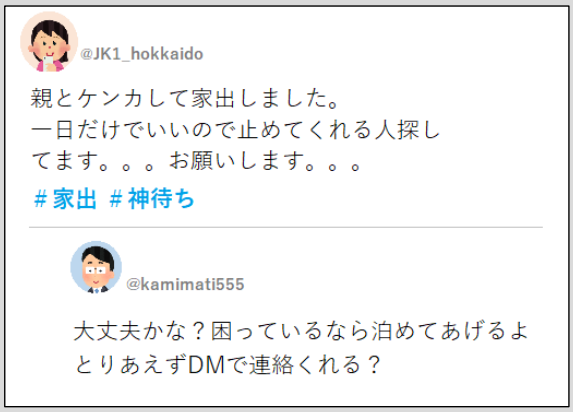

ＳＮＳでは特定の書き込みに対して、他のユーザが返信（コメント）することができます。家出や援助交際の示唆を書き込むと、それを検索キーワードにして知らない人が接触してくることがあります。

【ＳＮＳ等に起因するトラブルについて】

警察庁の「平成29年におけるＳＮＳ等に起因する被害児童の現状と対策について」では、ＳＮＳに起因する事犯の被害児童数が1,813件と過去最多であることが公表されています。

出会い系サイトでの被害が減少する一方で、子どもたちの利用が増えているＳＮＳでの被害が増加しています。

■ＳＮＳ等に起因する事犯の被害児童数の推移

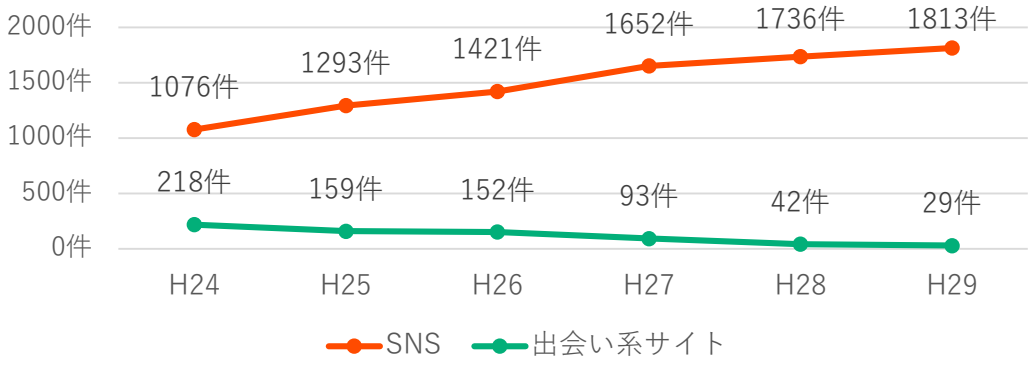

２－２ 不適切なインターネット利用によって問われる罪

インターネットトラブルの中には、「これくらいは問題ないだろう」と安易な気持ちで行ってしまったことが、実は罪に問われる行為だったということがあります。どのようなケースが罪に問われるかを大人が知っておくだけではなく、子どもたちに早い段階で伝えておきましょう。また、罪に問われない場合でも、民事上の責任を問われる場合があるので、注意が必要です。

人の悪口や誹謗中傷の書き込み（転載やリツイートでも該当する可能性あり）

- **名誉毀損罪**（刑法230条）
- **侮辱罪**（刑法231条）

#34　2019/2/15　8:59
[匿名希望]
〇〇高校2年のAってやつ、調子乗ってる

#35　2019/2/15　10:20
[匿名希望]
それな。クラスでめっちゃ嫌われてる
自分では気づいていないのウケる

悪口や誹謗中傷の書き込みは例えイニシャルや伏字で書かれている場合でも罪に問われる可能性があります。

「殴るぞ」などの暴力行為や脅迫の書き込み

- **脅迫罪**（刑法222条）

@nanasi
A、ちょっと調子こきすぎ
次会ったらヤキいれるわ。

「殴る」「殺す」といった言葉はＳＮＳに載せた場合だけでなく、個別のメッセージで送った場合も罪の対象となります。

犯行予告や嘘の情報の流布

- **威力業務妨害罪**（刑法234条）
- **偽計業務妨害罪**（刑法233条）

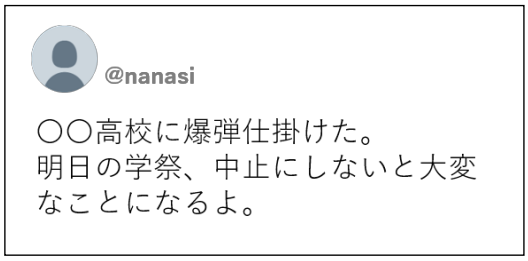

匿名で書かれたものでも警察が書き込まれた記録を調べることで投稿者を特定できる場合があります。

児童生徒の性的な画像の所持・提供・陳列等

- **児童買春・児童ポルノ禁止法違反**（平成11年法律第52号）

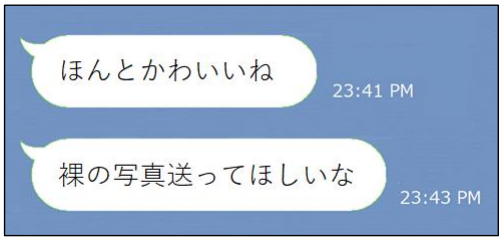

画像の有無に関わらず、写真を要求するような行為も児童ポルノ製造にあたる場合があります。

著作物を無許可でインターネット上にアップロードする行為
無許可でアップロードされた著作物をダウンロードする行為

- **著作権法違反**（昭和45年5月6日法律第48号）

著作権は、音楽や映画、テレビ番組、マンガ、小説など、様々な作品が対象になります。なお、動画サイトには違法にアップロードされた動画が公開されていることがありますが、それを視聴するだけでは著作権法違反にはあたりません。

許可を取らず他人を撮影する行為（盗撮）

・**北海道迷惑行為防止条例違反**（北海道条例第34号）

悪意のある盗撮はもちろんのこと、撮影される側に非があるようなケースでも、無断で撮影し、それをインターネット上に公開することは罪に問われる可能性があります。

また、特定の相手を撮影したものではなくても他人が写り込んでしまった画像をインターネット上に公開するとトラブルに繋がる場合があります。

直接的なインターネット上の行為ではありませんが、インターネットに投稿する目的で線路などの本来は入ってはいけない場所に侵入したり、商業施設などで悪ふざけをする様子を撮影し、トラブルになる場合もありますので、注意が必要です。

第３章
ネットパトロールとは

３－１　「監視」ではなく「見守り」

「ネットパトロール」という言葉は、子どもたちのインターネット利用を監視しているようで、よい印象ではないかもしれませんが、子どもたちをネットトラブルから守るためには、トラブルに繋がる書き込みを事前に見付け、正しい使い方を教える必要があります。考え方としては「子どもたちの問題のある行為を見付ける」というのではなく、**「子どもたちの利用を見守る中でトラブルに繋がりそうな行動を防止する」**ことに重点を置きます。

また、「インターネットトラブルを防ぐ＝インターネットを使わせない」、「インターネットの中に書き込むこと＝悪いこと」ではありません。不適切な書き込みを見付けた場合、ただ消させるだけではなく、書き込んだ本人に「何がよくないのか」を伝え、子どもたち自身がインターネットの使い方を改善していくことができるように指導することが大切です。また、見付けた情報を学校が把握しておくことで、日常的な書き込みの中から子どもたちの悩みや、交友関係を知ることにも活用できます。

ネットパトロールの流れ

基本的なネットパトロール実施の流れは次のようなものです。

検索するキーワードの作成
↓
実際のパトロール
↓
検出されたものを記録
↓
記録したものを定期的に再パトロール

パトロールの手法については次のページから説明します。

思いやりネッコ

３－２ ネットパトロールの手法

検索の基本

インターネット上の書き込みや目的のサイト（ページ）を探すためには、「Google（グーグル）」や「Yahoo! JAPAN（ヤフージャパン）」などの検索サイトで検索を行ったり、対象サイト内部の検索機能の利用や、Twitterなどの投稿を効率よく検索できる外部のサービスを利用したりするなど、様々な検索手法を駆使すると効果的です。

【主な検索サイト】

Google（グーグル）
Yahoo! JAPAN（ヤフージャパン）
Bing（ビング）
goo（グー）など

【一般的な検索の流れ】

① 「検索ボックス」と呼ばれるスペースに検索キーワードを入力します。
② 検索ボタンを押すと、検索結果の表示されたページに移行します。

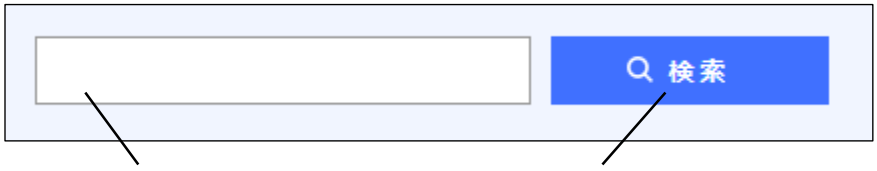

① 検索キーワードを入力　　② 「検索」ボタンを押して検索

【検索キーワードの設定】

検索キーワードは子どもたちがよく使う言葉をキーワードにすると効果的です。

例）学校名の場合、略称や平仮名やカタカナでの記載
　　地域名の場合、市町村名だけではなく、駅名や近隣の商業施設など

条件を指定した検索方法

キーワードによっては、膨大な数の検索結果が表示されたり、逆に少なすぎたり、目的の検索結果にたどり着けない場合があります。

その場合には、条件を指定して検索を行うことで、効率よく見付けたいものにたどり着くことができます。

検索方法①　AND検索

AND検索は複数のキーワードが含まれるページを検索する方法です。

検索キーワードと検索キーワードの間に「スペース（空白）」を入力して検索すると、入力したキーワードが全て含まれるページが検索結果に表示されます。下記の例の場合、検索結果には「〇〇高校」と「野球部」が含まれるページが表示されます。

【AND検索の入力例】

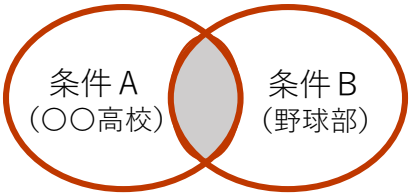

検索方法②　OR検索

OR検索は複数のキーワードのうち、いずれかが含まれるページを検索する方法です。

検索キーワードと検索キーワードの間に「OR」を入力して検索します。「OR」は小文字の「or」でも問題ありませんが半角で入力する必要があります。ORの前後には「スペース（空白）」を入れてください。下記の例の場合、検索結果には「〇〇高校」、もしくは「〇高」が含まれるページが表示されます。

【OR検索の入力例】

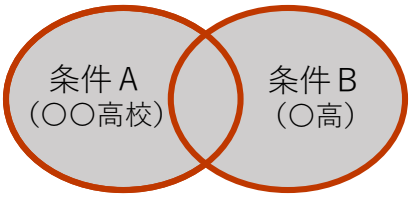

検索方法③　NOT検索

NOT検索は特定のキーワードが含まれるページを表示させない方法です。

含めたくないキーワードの前に「-（半角マイナス）」を入力して検索すると、そのキーワードが含まれるページを検索結果から除外できます。

「-（半角マイナス）」の前には「スペース（空白）」を入れてください。

下記の例の場合、検索結果には「〇〇高校」が含まれるページから、「△△市」が含まれるページを除いた結果が表示されます。

【NOT検索の入力例】

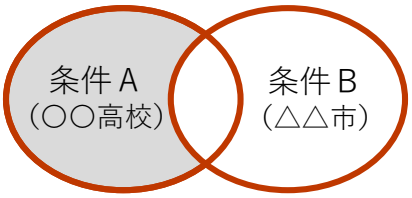

検索方法④　フレーズ検索

キーワード中に複数のキーワードが含まれるようなものの場合、キーワード別に分解されて検索がされることがあります。その場合には、検索キーワードを「”（ダブルクォーテーション）」で挟むことで、分解させずに検索することができます。

例えば「2019年おすすめの本」をキーワードに検索をすると、「2019」、「おすすめ」、「本」、「おすすめの本」など、別々のキーワードとして検索され、それぞれのキーワードが含まれるページが表示されます。フレーズ検索を用いて「”2019年おすすめの本”」と検索すると、キーワードが分解されず、「2019年おすすめの本」という文言がそのまま含まれるページが検索結果に表示されます。

【フレーズ検索の入力例】

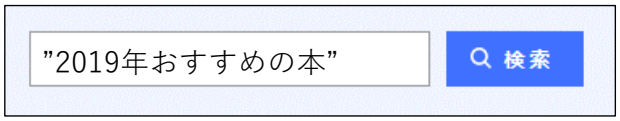

検索方法⑤　ドメイン指定検索

ドメイン指定検索は範囲を特定のサイトのみに絞って検索を行うことができます。キーワードの後に「スペース（空白）」、「site:」と入力し、検索対象にしたいサイトのドメインを入力して検索します。

下記の例の場合、検索結果にはTwitterの中で「〇〇高校」が含まれるページが表示されます。

【ドメイン指定検索の入力例】

【参考】ドメインとは？

ドメインとはインターネット上における住所のようなもので、アルファベットや数字等の組み合わせで構成されています。例えば、以下の場合、

https://www.〇〇〇〇.com/△△△/

点線部分がドメイン

となり、一般的に「www.」以降、最初の「/（スラッシュ）」までがそのサイトのドメインとなります。

＜ドメインの例＞

赤色の部分がドメインです。

Googleの場合　https://www.google.co.jp/

Yahoo! JAPANの場合　http://www.yahoo.co.jp/

検索オプションの活用

検索サイトの検索オプションを利用すると、「OR」「-」などの条件を記入しなくても同様の条件を指定して検索を行うことができます。

【Googleの場合】

① 検索結果ページの「設定」をクリックします。

② 設定項目が表示されるので「検索オプション」をクリックします。

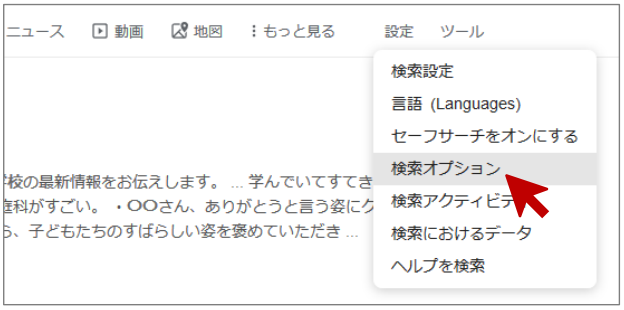

③ 条件を設定したい箇所にキーワードを入力して、検索を行います。

※こちらのレイアウトは2019年12月時点のものとなり、変更される可能性もあります。

サイト内の検索機能

サイトの中には、そのサイト内だけを対象とした検索機能を備えているものがあります。調査したいサイトが決まっている場合は、このサイト内の検索機能を利用することで、より効果的な調査を行うことができます。

【Twitterの場合】

まず、Twitterのサイト内検索機能を使う場合、通常の検索サイトで「Twitter名前検索」と検索するか、以下のURLを開いてください。

URL：https://twitter.com/search-home

① 検索ボックスにキーワードを入力して、検索をクリックします。

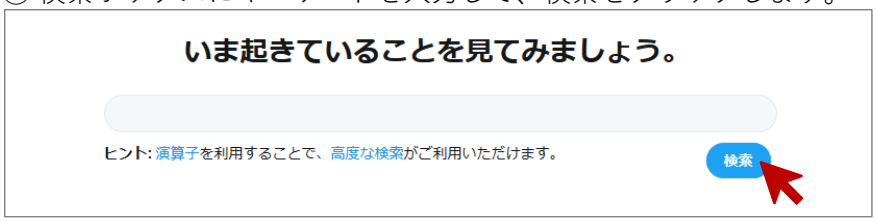

なお、Twitterのサイト内検索機能には条件を指定して検索を行うことも可能です。上記の検索時に「AND検索」や「NOT検索」使ったり、以下のページから同様の指定を行うこともできます。通常の検索サイトで「Twitterの高度な検索」と検索するか、以下のURLを開いてください。

URL：https://twitter.com/search-advanced

① 条件を設定したい箇所にキーワードを入力して、検索を行います。

※次のページに続きます。

② キーワードだけではなく、アカウントや投稿された日付を指定することもできます。

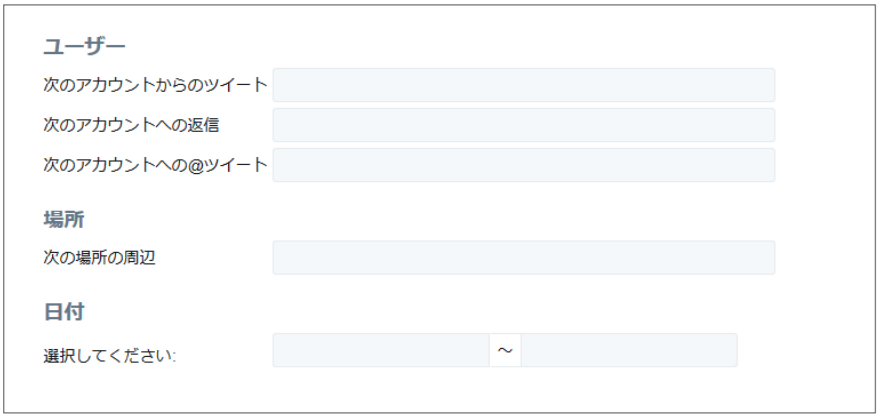

【参考】Twitterのアカウントとは？

アカウントとは、利用者がインターネットやコンピュータ、サイトなどに入る（ログインする）ための権利のことです。

TwitterのアカウントはURLの以下の部分のように表示されます。

https://twitter.com/〇〇〇〇〇/

点線部分がアカウント

また、Twitterのプロフィールに記載されている以下の部分と一致します。

@より後ろの点線部分がアカウント

Yahoo!リアルタイム検索

Yahoo!リアルタイム検索は、Twitterの投稿をリアルタイムで投稿された順に検索を行うことができるサービスです。

URL：https://search.yahoo.co.jp/realtime

① 上記のURLを開き、検索ボックスにキーワードを入力し、検索をクリックします。

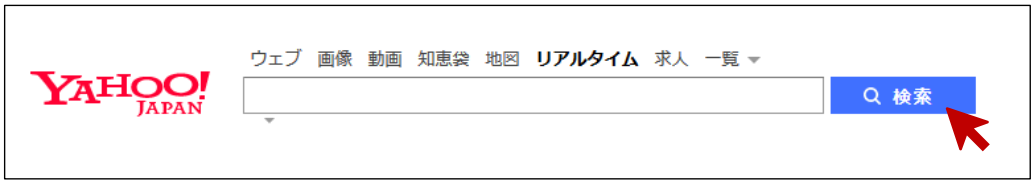

② キーワードを含むTwitterの投稿が時系列順に表示されます。

サイトを見ることができないケース

ここまでに紹介した検索方法で目的のページを検出しても、サイトの内容が表示されなかったり、閲覧に制限がかかっているケースがあります。様々なケースが考えられますが、代表的なものを３つ説明します。

ケース①　サイトがすでに削除されている

検索結果が表示されても、そのサイトを開こうとするとエラー画面が表示され、中身はすでに削除されている場合があります。このような場合、サイトそのものを閲覧することはできませんが、検索サイトによっては「キャッシュ」と呼ばれる、元の書き込みのコピーを保存していることがあり、そのキャッシュからサイトに記載されていた内容を閲覧できる場合があります。

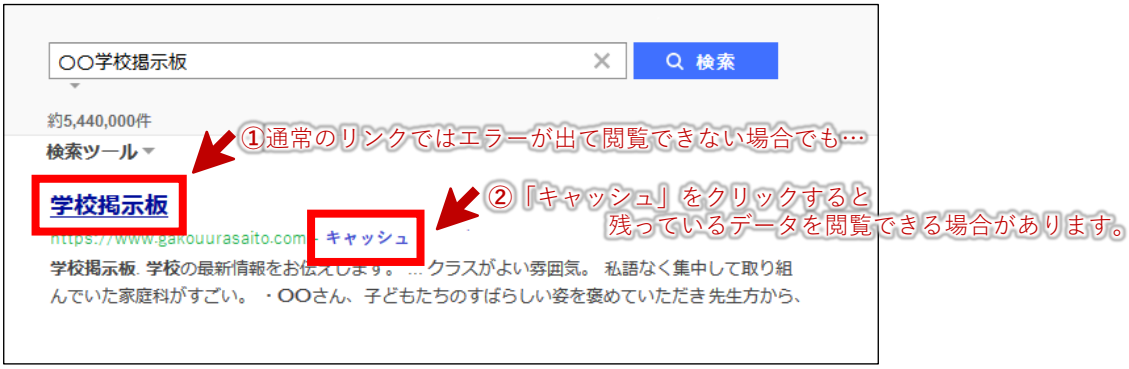

なお、キャッシュとは、検索エンジンが検索結果表示用の索引を作る際に各ページの内容を保存したものなので、時間が経つと実際のサイト（すでに閲覧できなくなったサイト）の内容に準じて、キャッシュで表示できた内容も閲覧できなくなります。閲覧できなくなるまでの期間はそれぞれ異なります。

ケース②　公開範囲が制限されている場合

多くのＳＮＳではユーザが公開範囲を設定している場合、承認を得なければ書き込みの内容を見ることはできません。（プロフィールのみ見ることができる場合が多い。）書き込みの内容を見るためには、そのユーザに申請を行い、承認を得る必要があります。

【Twitterの場合】

ケース③　パスワードで制限されている場合

サイトによっては閲覧時にパスワードを求められるケースがあります。この場合はパスワードを知っていないと閲覧することはできません。他人のパスワードが想定できるものであっても、本人の許可なくパスワードを解読してアクセスすることは、「不正アクセス禁止法」に抵触する可能性がありますので、絶対に行わないようにしましょう。

３－３ 不適切な投稿への対応

（１）不適切な書き込みを見つけたら

ネットパトロールで不適切な書き込みを見付けた場合、必要に応じて投稿されているサイトに対して、削除依頼を行うことができます。

その際は、次の点に注意しながら、慎重に対応することが大切です。

１　感情的にならず、冷静に対処する。

２　関係する人物を交えて、書き込み内容の事実確認をする。

３　書き込みだけではなく、周辺の情報や背景を検証する。

（２）投稿者の確認

【投稿者が特定できる場合】

書き込んだ人物がわかっている場合、書き込んだ本人が書き込みを削除することが最も早い解決方法です。サイトに対して削除依頼を行う場合には、前提としてその投稿がサイトの利用規約に反していることが求められます。書き込んだ本人であれば、利用規約に反しているかどうかは関係なく、自分の投稿をすぐに削除することができます。

【投稿者が特定できない場合】

書き込んだ人物が特定できない場合、サイトへ削除依頼を行うことになりますが、先に記載したとおり、削除依頼を行うには、その投稿がサイトの利用規約に反していることが前提となります。

サイトによって異なりますが、削除依頼を行うことができるのは、権利を侵害された本人や法的代理人に限られることもあるので、その場合は利用規約に則った方法で削除依頼を行ってください。

（3）書き込み内容の確認

削除依頼を行う際には、まず削除依頼したい内容が、サイトが策定する利用規約に反しているかを確認します。利用規約上で削除依頼の対象になっていない内容の場合、削除依頼を行っても対応してもらえない可能性が高くなります。

（4）削除依頼方法の確認

削除依頼はサイトが定めたフォーマットに則って行います。こちらも利用規約や削除の仕方が書かれたページを参考に、手順や必要事項の確認を行いましょう。

【注意】

削除依頼をサイト上の第三者が閲覧できるスペースで行わなければいけないサイトも存在します。その場合、削除依頼の内容によっては、削除依頼内容そのものが誹謗中傷や炎上の対象になってしまう可能性もあるので注意しましょう。

（5）削除依頼が受理されない場合

手順どおり削除依頼を行っても対応されない場合、「プロバイダ責任制限法」に基づいて、情報発信者（書き込んだ人物）情報の開示を求めることができます。

情報発信者の情報が開示された場合は、トラブルに十分配慮した上で、情報発信者に削除を依頼する方法もあります。

不適切な書き込みを見つけた際の流れ

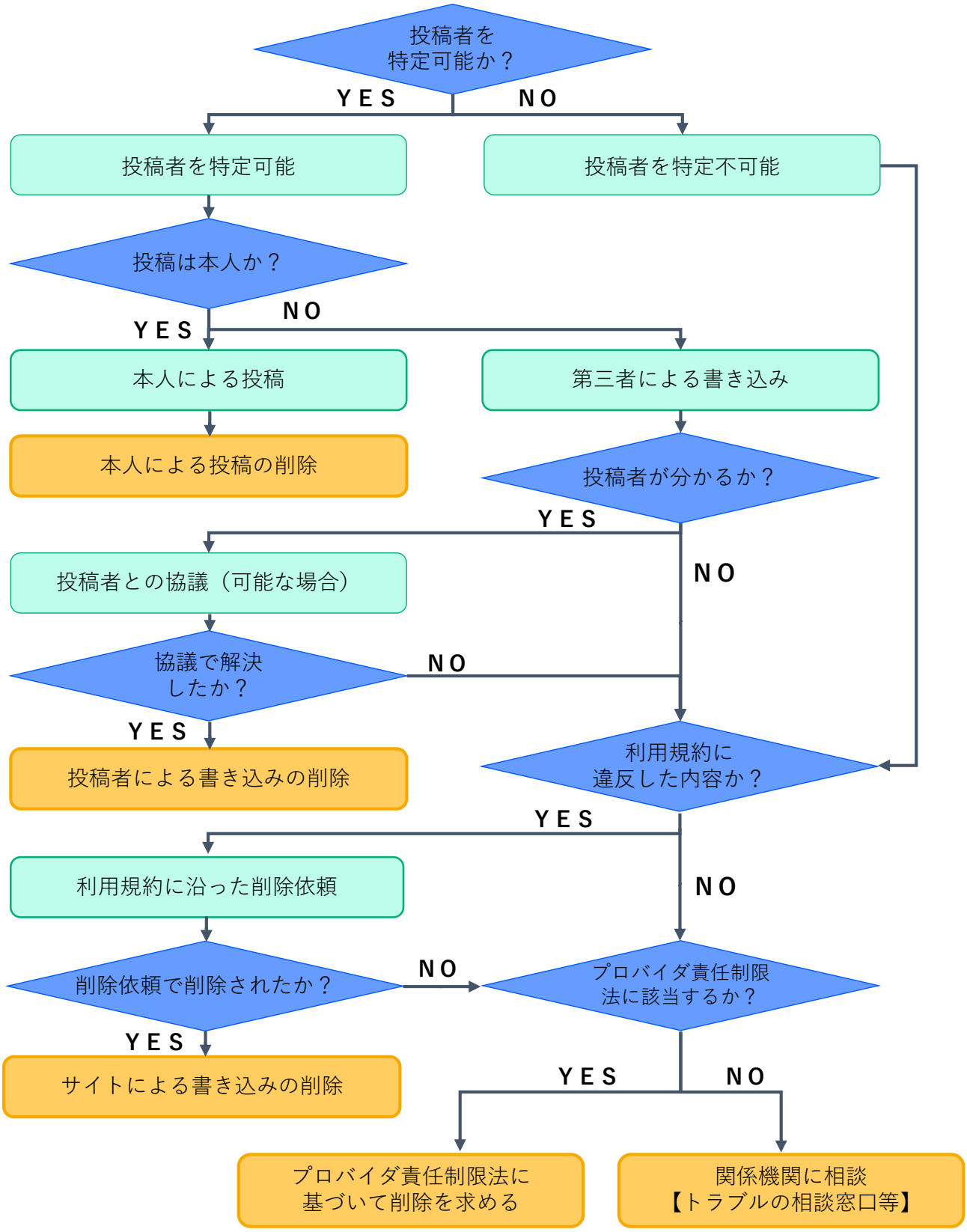

３－４ ネットパトロールQ&A

Q. TwitterやInstagramの非公開アカウントをパトロールすることはできないのか？

A. 非公開に設定されているものをパトロールすることはできません。閲覧の申請をするというのもひとつの方法ですが、制限しているものを見られるということは、プライバシーを侵害されているように感じる人もいますので推奨はできません。

Q. LINEのトラブルが多くて困っている。監視はできないのか？

A. LINEの書き込みはインターネット上の検索結果として表示されず、また、電気通信事業法における通信の秘密に抵触する可能性があるため、監視することはできません。

Q. 学校のパソコンで検索しようとしたら見ることができなかった。どうすればいいか？

A. 学校のパソコンには基本的にフィルタリングがかかっています。管轄の教育局に連絡をして一時的にフィルタリングを解除してもらうなどの手続きが必要です。

Q. 最近話題になっていたTikTok（ティックトック）は調べられる？

A. TikTokはアプリをインストールしないとサービスを利用することができません。そのため、通常の検索では検索結果に挙がってくることがないため、ネットパトロールの範囲外となります。

第４章
知っておきたいこと

４－１　子どもたちがよく利用するインターネットサービス

子どもたちがよく利用するインターネットサービスは、インターネットに接続できる環境があれば誰でも利用することのできるウェブサイト（サイト）と、主にスマートフォンにインストールすることで利用できるようになるアプリケーションソフト（アプリ）に分かれています。インターネットサービスによってはサイトとアプリ、どちらからでも閲覧できますが（Twitterなど）、アプリのみのサービスは性質上、ネットパトロールすることができないものです。

■ＳＮＳ

Twitter（ツイッター）	https://twitter.com/
Instagram（インスタグラム）	https://www.instagram.com/
Facebook（フェイスブック）	https://www.facebook.com/
Ameba（アメーバ）	https://www.ameba.jp/
TikTok（ティックトック）	https://www.tiktok.com/ ※利用にはアプリのインストールが必要です
Snapchat（スナップチャット）	https://www.snapchat.com/ ※利用にはアプリのインストールが必要です
ひま部	https://himabu.com/ ※利用にはアプリのインストールが必要です ※2019年12月31日を以ってサービス終了予定

■掲示板サイト

５ちゃんねる	https://5ch.net/
２ちゃんねる（２ch.sc）	http://2ch.sc/
爆サイ.com	https://bakusai.com/
まちBBS	https://machi.to/
したらば掲示板	https://rentalbbs.shitaraba.com/

■動画サイト

Youtube（ユーチューブ）	https://www.youtube.com/
niconico（ニコニコ動画）	https://www.nicovideo.jp/
ツイキャス	https://twitcasting.tv/

■インスタントメッセンジャー

LINE（ライン）	https://line.me/ja/ ※利用にはアプリのインストールが必要です
カカオトーク	http://www.kakaotalk.jp/ ※利用にはアプリのインストールが必要です
Skype（スカイプ）	https://www.skype.com/ja/ ※利用にはアプリのインストールが必要です
WhatsApp（ワッツアップ）	https://www.whatsapp.com/ ※利用にはアプリのインストールが必要です
Messenger（メッセンジャー）	https://www.messenger.com/ ※利用にはアプリのインストールが必要です

■その他

荒野行動	https://www.knivesout.jp/index.html ※利用にはアプリのインストールが必要です	ゲームアプリ
FORTNITE （フォートナイト）	https://www.epicgames.com/fortnite/ja/home ※利用にはアプリのインストールが必要です	ゲームアプリ
モンスターストライク	https://www.monster-strike.com/ ※利用にはアプリのインストールが必要です	ゲームアプリ

4－2 知っておきたい用語や略語

■インターネットやスマートフォンに関する言葉

iOS（アイオーエス）	Appleが提供し、iPhoneやiPad、iPod touchに搭載されている、さまざまなアプリを動かすための基本ソフト（OS）のこと。
アップデート	機器やシステムを最新の状態に更新すること。
アプリ	「アプリケーションソフト」の略で、機器にアプリをダウンロードすることで利用が可能となる。
Android（アンドロイド）	Googleが提供する、さまざまなアプリを動かすための基本ソフト（OS）のこと。
インストール	機器の中にアプリを取り込み、使用できるようにすること。
SMS（エスエムエス）	ショートメッセージサービスの略。電話番号を使ってメッセージを送ることのできるサービス。
キャッシュ	OSやアプリが一時的に保存しているデータのこと。
Google Playストア（グーグルプレイストア）	Android向けのアプリや動画、電子書籍をダウンロードできるサービス。
クラウド	写真や動画、音楽などのデータをインターネット上に保存できる機能。
スクリーンショット	画面に表示されたものをそのまま静止画像にして保存すること。
＋メッセージ（プラスメッセージ）	NTTドコモ、ソフトバンク、au（KDDI）の三社が共通で提供する、電話番号でメッセージが送れるサービス。
Wi-Fi（ワイファイ）	ケーブルがなくてもインターネットに接続できる、無線LANの規格の1つ。

■SNSに関する言葉

ストーリーズ（ストーリー）	時間制限で自動で削除される投稿を行うことができる機能のこと。Instagramの場合は24時間で削除される。
タイムライン（TL）	TwitterやFacebook、LINEの機能の一つで、テキストや画像、動画などを友達と共有できる。
ツイート	Twitterの投稿のこと。
ファボる	「いいね」ボタンを押すこと。
フォロー	主にTwitterで、他人のアカウントをお気に入りとして登録すること。
フォロバ	「フォローバックする」の略で、フォローしてきたアカウントにフォローし返すこと。
ブロック	相手が自分の投稿を見ることができないように制限すること。
リツイート（RT）	Twitterで他人のツイートを自分のタイムラインに載せること。
リプライ	主にTwitterで、他人の書き込みに対して返信すること。

■インターネット内で使われる言葉（ネットスラング）

あげみざわ	テンションが上がること。
あざまる水産	「ありがとう」の意味。
ありよりのあり	「比較的よい」の意味
イキる	「調子に乗る」の意味。
陰キャ（いんきゃ）	「人気のない人」の意味
エモい	「物悲しい/切なげな/エモーショナルな/感動する/いい感じ」などの意味。
かまちょ	「かまってほしい」の意味。
草	「笑い（笑う）」の意味。もともと笑いの意味を持つ「www」を草に見立てた言葉。
好きぴ	「好きなPeople」の略語。「好きな人」の意味。
すこ	「好き」の意味。
スタ爆/スタレン	LINEのスタンプを連続して送ること。
そマ？	「それマジ？」の略語。
ディスる	「批判する/悪く言う」の意味。
バズる	（主にネット上で）短期間で爆発的に広まること。
不可避	避けることができないこと。
フロリダ	「風呂に入るため離脱する」の略語。
ワンチャン	「OneChance」を略語。「もしかしたら可能性がある」の意味。
KSNM	「くそ眠い」の意味。
tkmk	「ときめく」の意味。

ＳＮＳ用語やネットスラングはどんどん変化していきます。ここでは一部のみを紹介しましたが、子どもたちが使っている言葉で意味のわからないものがあれば、インターネット上で検索して調べてみましょう。

４－３ トラブルの相談窓口

インターネットトラブルの対応についてわからないことがある場合は、以下のサイトを利用して、窓口宛に相談をしたり、これまでの対応例を調べることができます。また、いじめや犯罪被害に関する、児童生徒向けの相談窓口もありますので、状況に応じて、学校内で広く周知しておくといざというときの助けになります。

【インターネットに関する相談（教職員/保護者向け）】

警察庁 インターネット安全・安心相談	https://www.npa.go.jp/cybersafety/
北海道教育委員会 ネットトラブル未然防止のためのヘルプサイト	https://webreport.pit-crew.co.jp/hokkaido/helpsite/ ※相談への回答は9:00～18:00（月～金、祝日年末年始を除く）

【いじめに関する相談（児童生徒向け）】

北海道教育委員会 子ども相談支援センター	・電話相談　0120-3882-56（毎日24時間対応・無料） ・来所相談（事前に予約が必要） 10:00～16:00（祝日年末年始を除く、月～金） ・メール相談　doken-sodan@Hokkaido-c.ed.jp
北海道教育委員会 子ども相談支援センター	・来所相談（事前に予約が必要　011-386-4520） 10:00～16:00（祝日年末年始を除く、月～金）
文部科学省 24時間子どもSOSダイヤル	・電話相談　0120-0-78310（無料）
法務省人権擁護局 子どもの人権110番	・電話相談　0120-007-110（無料） 8:30～17:15（月～金） ・メール相談 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

【犯罪被害に関する相談（児童生徒向け）】

北海道警察 少年サポートセンター	・電話相談　0120-677-110（無料） 携帯電話からは011-242-9000 8:45～17:30（月～金）

【性暴力に関する相談（児童生徒向け）】

性暴力被害者支援センター SACRACH（さくらこ）	・電話相談　050-3786-0799 13:00～20:00（祝日年末年始を除く、月～金）

ネットパトロールマニュアル

発行
令和元年（2019年）11月
北海道教育委員会

編集
ピットクルー株式会社

本書は北海道教育庁の令和元年度
「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール等業務」
によりピットクルー株式会社が編集・制作しました。

本書の無断複製・転載を禁じます。

本書に記載されている会社名、サイト名等は各社の登録商標または商標です。